

令和 7 年 10 月 27 日開催

石狩市教育委員会会議（10 月定例会）資料

<議案>

議案第 3 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・ P 1～3

議案第 4 号 石狩市公民館に係る指定管理者の指定の件について・・・ P 4

議案第 5 号 石狩市美登位創作の家に係る指定管理者の指定の件について・・・ P 5

議案第 6 号 高岡ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件について
・・・ P 6

議案第 7 号 北生振ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件について
・・・ P 7

議案第 8 号 五の沢ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件について
・・・ P 8

議案第 9 号 生振ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件について
・・・ P 9

<報告事項>

① 令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果報告～石狩市における結果概要～
・・・別冊

③ 生振小学校の入学手続きの見直しに係るパブリックコメントの結果について
・・・ P 10～15

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第3号関係>

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

石狩市教育委員会教育長 西田 正人

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（休暇） 第31条 略 2 略 3 前2項の請求又は申出は、校長にあつては休暇等処理票（別記第13号様式）、<u>子育て部分休暇承認請求書</u>（別記第13号様式の2）、介護休暇等処理票（別記第13号様式の2の2）及び介護時間処理票（別記第13号様式の2の3）をもって、所属職員にあつては休暇等処理簿（別記第13号様式の3、別記第13号様式の3の2）、<u>子育て部分休暇承認請求書</u>、介護休暇等処理簿（別記第13号様式の4）及び介護時間処理簿（別記第13号様式の4の2）をもってしなければならない。ただし、病気休暇で引き続き90日を超えて勤務しない職員にあつては別に定める書式によって、市費負担職員にあつては、石狩市職員服務規程（平成4年訓令第8号）に規定する様式によってしなければならない。 4～5 略	（休暇） 第31条 略 2 略 3 前2項の請求又は申出は、校長にあつては休暇等処理票（別記第13号様式）、<u>子育て部分休暇簿</u>（別記第13号様式の2）、介護休暇等処理票（別記第13号様式の2の2）及び介護時間処理票（別記第13号様式の2の3）をもって、所属職員にあつては休暇等処理簿（別記第13号様式の3、別記第13号様式の3の2）、<u>子育て部分休暇簿</u>、介護休暇等処理簿（別記第13号様式の4）及び介護時間処理簿（別記第13号様式の4の2）をもってしなければならない。ただし、病気休暇で引き続き90日を超えて勤務しない職員にあつては別に定める書式によって、市費負担職員にあつては、石狩市職員服務規程（平成4年訓令第8号）に規定する様式によってなければならない。 4～5 略

別記第13号様式の2（第31条関係）

子育て部分休暇承認請求書

様
年 月 日

勤務学校
職 名
氏 名

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年	月 日 生
	障がいの有無	☐ 有 ☐ 無	
2 請求期間及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで ☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
3 備 考			

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第13号様式の2（第31条関係）

子 育 て 部 分 休 暇 簿 (第1面)

申出対象期間	年度			
勤務学校	氏名			
1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日 年 月 日	
2 申出	申出月日 月 日	申出の内容 (注)又は別添記入	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事委員会規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内	
3 変更(第1回目)	変更月日 月 日	変更後の内容 (注)又は別添記入	変更が必要な事情 特別の事情の有無 (有又は無を記入)	の承認
4 変更(第2回目)	変更月日 月 日	変更後の内容 (注)又は別添記入	変更が必要な事情 特別の事情の有無 (有又は無を記入)	の承認
5 備 考				

(注)

1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。

3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。

4 第1号子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記載すること。

5 申出の内容を変更する（特別な事情がある場合に限り）場合は、子育て部分休暇簿（第1面）の「3 変更(第1回目)」又は「4 変更(第2回目)」を記載し、子育て部分休暇請求時に添付すること。

第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合

年度 氏名

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求月日	の承認	寄出勤簿の整理	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間				
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			

※欄は、整理者において記載すること。

第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合

(第3面)

整理 番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期 間											の 承認	※出勤 簿 の整理	備 考	
	月 日					時 間									
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			

※欄は、整理者において記載すること。

第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第4面)

子育て部分休暇の承認の請求をする期間							第2号子育て部分休暇の時間数					時間	分					
整理 番号						請求 時間数	残時間数	請求月日	の 承認	※出勤簿 の 整理	備 考							
	月 日		時 間															
1	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
2	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
3	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
4	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
5	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
6	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
7	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
8	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
9	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		
10	月	日	から	月	日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間	分	時間	分	月	日		

※欄は、整理者において記載すること。

備考 改正部分は、下線の部分（様式の下に下線がある場合は、当該様式全部）である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

<議案第4号関係>

議案第 号

石狩市公民館に係る指定管理者の指定の件
令和7年 月 日提出

石狩市長 加 藤 龍 幸

下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。
記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 施 設 | 石狩市花川北3条3丁目1番地
石狩市公民館 |
| 2 | 指定団体 | 石狩市花川北3条3丁目1番地
特定非営利活動法人石狩市文化協会
会長 富 木 須磨子 |
| 3 | 指定期間 | 令和8年4月1日から
令和12年3月31日まで |

＜議案第 5 号関係＞

議案第 号

石狩市美登位創作の家に係る指定管理者の指定の件

令和 7 年 月 日提出

石狩市長 加 藤 龍 幸

下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。
記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 施 設 | 石狩市美登位694番地 1
石狩市美登位創作の家 |
| 2 | 指定団体 | 石狩市花川北 6 条 1 丁目 5 番地
石狩市公務サービス株式会社
代表取締役社長 小 鷹 雅 晴 |
| 3 | 指定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和12年 3 月31日まで |

＜議案第 6 号関係＞

議案第 号

高岡ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件

令和 7 年 月 日提出

石狩市長 加 藤 龍 幸

下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。
記

- 1 施 設 石狩市八幡町高岡28番地 5
高岡ふれあい研修センター
- 2 指定団体 石狩市八幡町高岡番外地
高岡ふれあい研修センター運営委員会
委員長 松 本 巧
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和12年 3 月31日まで

<議案第7号関係>

議案第 号

北生振ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件
令和7年 月 日提出

石狩市長 加 藤 龍 幸

下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。
記

- 1 施 設 石狩市北生振200番地2
北生振ふれあい研修センター
- 2 指定団体 石狩市北生振857番地2
北生振ふれあい研修センター運営委員会
委員長 小野寺 一 登
- 3 指定期間 令和8年4月1日から
令和12年3月31日まで

<議案第 8 号関係>

議案第 号

五の沢ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件
令和 7 年 月 日提出

石狩市長 加 藤 龍 幸

下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。
記

- 1 施 設 石狩市八幡町高岡400番地 2
五の沢ふれあい研修センター
- 2 指定団体 石狩市八幡町五の沢
五の沢町内会
会長 玉 木 秀 男
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和12年 3 月31日まで

<議案第 9 号関係>

議案第 号

生振ふれあい研修センターに係る指定管理者の指定の件

令和 7 年 月 日提出

石狩市長 加 藤 龍 幸

下記のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。
記

- | | | |
|---|------|---------------------------------------|
| 1 | 施 設 | 石狩市生振793番地 5
生振ふれあい研修センター |
| 2 | 指定団体 | 石狩市生振565番地 2
生振連合町内会
会長 吉 野 謙 治 |
| 3 | 指定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和12年 3 月31日まで |

＜報告事項③関係＞

「生振小学校への入学手続きの見直し」に 寄せられた意見と検討結果について

【パブリックコメント実施期間】 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

【担当部局】 教育委員会学校教育部学校教育課

【意見提出者】 1人

【意見件数】 1件

【意見への対応】	採用	意見に基づき原案を修正するもの	件
	不採用	意見を反映しないもの	件
	記載済	既に原案に盛り込まれているもの	件
	参考	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	件
	その他	ご質問・ご意見として伺うもの	1件

【意見の検討経過】 令和7年10月1日～10月8日 当課において意見の検討及び検討結果（案）の作成

生振小学校への入学手続きの見直しに関するパブリックコメントへの検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	私は旧生振小学校焼ける前の最後の卒業生です。今の世の中、パソコンゲームとかに子どもたちは興味はもちろんあるだろうけど、自然の中で思い切り遊ぶことが、体のためにあった方がいいと思う。でも、生振の児童が1、2人ぐらいなので、まあ不便だからしょうがない。花川から呼ぶのも限りがあること。少子化ならしょうがないか。心と体を育ててくれると思う。生振の地域も小学校、子どもたちに大変協力しています。 まあ花川と比べたら吹雪の率多いので、親御様も心配なのはわかります。 元生振小学校卒業生 昭和55年に卒業しました。 ●●●●と申します。生振には皆様大変お世話になりました！	その他	その他のご意見として承ります。

「生振小学校への入学手続きの見直し」に寄せられた こどもの意見聴取と検討結果について

【実施期間】 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

【担当部局】 教育委員会学校教育部学校教育課

【意見提出者】 201人

学年	人数	学年	人数
小学1年生	0	中学1年生	69
小学2年生	22	中学2年生	32
小学3年生	0	中学3年生	54
小学4年生	0	中学生計	155
小学5年生	24		
小学6年生	0		
小学生計	46		

【意見件数】 201件

【意見への対応】

賛成：63件 どちらでもない：126件 反対：12件

☆☆☆	： ご意見を入学手続きの見直しに反映する・反映しているもの	5 件
☆☆	： ご意見を今後の取組の参考とするもの	2 件
☆	： ご意見やご質問として聴いたもの	30 件
☆	： ご意見やご質問として聴いたもの（コメント欄が空白なもの）	164 件

【意見の検討経過】 令和7年10月1日～10月8日 当課において意見の検討及び検討結果（案）の作成

生振小学校の入学手続きの見直しに関するこどもの意見聴取と検討結果

学校別	意見	意見への対応	コメント
小学校	賛成	☆	(コメントなし9件)
小学校	賛成	☆	特にありません。
小学校	賛成	☆	何が楽しみですか。とか聞いたら
小学校	賛成	☆	ありません。
中学校	賛成	☆	(コメントなし38件)
中学校	賛成	☆	入学前に教育委員会に
中学校	賛成	☆☆☆	入学手続きが何か知らないけど、人数が多すぎるならアンケートみたいな感じでやってみたらいい。
中学校	賛成	☆	特になし
中学校	賛成	☆	特にないです。
中学校	賛成	☆	特にないです
中学校	賛成	☆	特にありません。
中学校	賛成	☆☆☆	詳しくはわからないけど、より良い方向に進むのであれば取り入れてあげてほしいと思います。のびのびと学習ができる環境を。
中学校	賛成	☆☆☆	自分が入学したときは電話で少し当時の教頭としゃべっただけだったから賛成
中学校	賛成	☆☆☆	よくわからないけどいいと思います。入学前にお話しすればどんな子かわかる気がする。
中学校	賛成	☆	なし
中学校	賛成	☆	どうでもいい

生振小学校の入学手続きの見直しに関するこどもの意見聴取と検討結果

学校別	意見	意見への対応	コメント
中学校	賛成	☆	いいと思った。
中学校	賛成	☆	いいです
小学校	どちらでもない	☆	(コメントなし22件)
小学校	どちらでもない	☆	別にやってもやんなくてもいいから
小学校	どちらでもない	☆	ありません
小学校	どちらでもない	☆	ありません
中学校	どちらでもない	☆	(コメントなし86件)
中学校	どちらでもない	☆	無し
中学校	どちらでもない	☆	特になし
中学校	どちらでもない	☆	特になし
中学校	どちらでもない	☆	特にありません
中学校	どちらでもない	☆	申し訳ございません生振小学校に通ったことはないので詳しく存じ上げることはできません。
中学校	どちらでもない	☆☆	自由にやったらいいと思う
中学校	どちらでもない	☆	家の位置などの把握は必要なんじゃないかと思います。
中学校	どちらでもない	☆	よくわかりません。
中学校	どちらでもない	☆☆☆	もっと子供の情報について知ってからその子に向き合えるような考えを持っていったらいいと思います。今も静かな子だっているからもっと考えに向き合うといいと思います

生振小学校の入学手続きの見直しに関するこどもの意見聴取と検討結果

学校別	意見	意見への対応	コメント
中学校	どちらでもない	☆	なにもない
中学校	どちらでもない	☆	ない
中学校	どちらでもない	☆	ない
中学校	どちらでもない	☆	ない
中学校	どちらでもない	☆	いいと思います
中学校	どちらでもない	☆	いいとおもいます
小学校	反対	☆	(コメントなし9件)
中学校	反対	☆☆	自由に入学させたほうがいい
中学校	反対	☆	だるいから
中学校	反対	☆	そんなことする暇あるなら勉強させたほうがいいと思います